

特別永住者の方について

○特別永住者証明書

外国人登録制度において、平成 24 年 7 月 8 日までに、手続きまたは交付されていた外国人登録証明書に代わって、特別永住者の方に交付される身分証明書（カード）です。お持ちの方は一定期間ごとに更新の必要があります。

また、現在外国人登録証明書を持っている特別永住者の方は、有効期限までに特別永住者証明書に変更する必要があります。

○特別永住者証明書の更新手続き

特別永住者証明書には有効期限があり、その期限が過ぎるまでに、新しいカードに更新する必要があります。有効期限はカードの表面に書かれていて、16 歳以上の方は有効期限の 2 か月前、16 歳未満の方は有効期限の 6 か月前から手続きできます。手続きの場所は西宮市役所本庁舎かお近くの支所となります。

もし、その期間内に来ることができない場合は、市役所までお問い合わせください。

○特別永住者証明書をなくしたり、盗まれたとき

特別永住者証明書をなくしたり、盗まれたときは、そのことを知った日から 14 日以内に、西宮市役所本庁舎かお近くの支所でカードの再交付の手続きをしてください。

○特別永住者証明書が割れたり、ひどく汚れたとき

特別永住者証明書が割れたり、ひどく汚れたときは、随時、西宮市役所本庁舎またはお近くの支所で、カードの再交付の手続きをしてください。

○特別永住者証明書の氏名や国籍が変更になったとき

特別永住者証明書に書かれている「氏名」、「生年月日」、「性別」、「国籍・地域」に変更があれば、14 日以内に、西宮市役所本庁舎またはお近くの支所に届出をしてください。その届出により、カードも再交付となります。

○特別永住者証明書の更新、再交付手続きに必要なもの

特別永住者証明書の更新、再交付手続きをするときに必要なものは、基本的には以下の 3 点です。

- ①外国人登録証明書（なくしたり、盗まれたりして手元にない場合は不要です）
- ②有効なパスポート
- ③写真 1 枚（3 か月以内に撮影した、たて 4 センチ、よこ 3 センチのもの）

※特別永住者の氏名や国籍が変更になった場合は、変更を証明する資料もお持ちください。

○代理人による申請

申請できる方は、基本的には本人です。ただし、16歳以上の同一世帯の親族の方は、本人からの依頼があれば、代わって代理申請することができます。なお、その際には代理人の方の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）も必要となります。

※上記以外で手続きに来られない場合は西宮市役所本庁舎またはお近くの支所までお問い合わせください。

○特別永住許可申請

特別永住許可申請は、出生から60日以内にするようにしてください。

詳しい内容については、出生届を出されたときにご案内します。

○みなし再入国許可制度

特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書をお持ちの方は、2年以内に日本に帰ってくる場合、再入国許可を取る必要はありません。

詳細は、大阪入国管理局神戸支局（神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎：078-391-6377）までお問い合わせください。

※ アクタ西宮ステーション、サービスセンターでは上記の全ての手続きができません。

問い合わせ先

西宮市役所市民第2課	0798-35-3104
鳴尾支所：鳴尾町3丁目5-14	0798-47-0101
瓦木支所：瓦林町8-1	0798-67-5132
甲東支所：甲東園3丁目2-29 アプリ甲東3階	0798-51-2681
塩瀬支所：名塩新町1 塩瀬センター1階	0797-61-0521
山口支所：山口町下山口4丁目1-8 山口センター1階	078-904-0395